

## 空き家等を活用したふれあい活動の拠点整備支援に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の市民活動団体等が、逗子市総合計画に規定するふれあい活動の拠点を地域の空き家等を活用して整備する際の市による支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域の市民活動団体等 住民自治協議会、自治会・町内会、老人クラブ、子ども会その他の地域の住民により構成される団体であって、営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないものをいう。
- (2) ふれあい活動 住民や地域の課題解決を支援するために地域の市民活動団体等が自主的に行う地域での活動をいう。
- (3) 空き家等 使用されていない家屋(当該家屋の存する敷地を含む。)の全部又は一部をいう。ただし、家屋の一部の場合にあつては、当該家屋の一部とそれ以外の部分とが明確に区分されたものをいう。

### (支援の対象)

第3条 この要綱による支援の対象は、2以上の地域の市民活動団体等が共同で空き家等を1年以上の期間を定めて無償で借り受けて行う活動であつて、年間の活動日数が150日以上あるものに限る。ただし、光熱水費、共益費その他空き家等の維持管理に要する実費を空き家等の所有者が徴収することを妨げるものではない。

### (地域の市民活動団体等への支援)

第4条 地域の市民活動団体等への支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の市民活動団体等から照会があつた空き家等の所有者に係る登記情報の提供
- (2) 空き家等を整備する当初に排出される廃棄物(逗子市において処理が可能なものに限る。)の処理
- (3) 拠点整備に必要な備品等の貸与
- (4) 情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がふれあい活動の拠点整備及び運営に必要なあ

ると認めるもの

(支援の決定)

第5条 地域の市民活動団体等が空き家等を活用してふれあい活動の拠点整備を行うときは、活動計画その他必要な書類を添付し、ふれあい活動拠点整備支援申請書(第1号様式)により、市長に支援の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、要否を決定し、その結果をふれあい活動拠点整備支援決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項の支援の決定を受けた者は、毎年4月30日までに、前年度の活動実績等を市長に報告しなければならない。

(空き家等の納税義務者に対する支援)

第6条 市長は、前条第2項の支援の決定を受けた地域の市民活動団体等が借り受けた空き家等の納税義務者に対し、当該物件にかかる固定資産税及び都市計画税に相当する額を予算の範囲内において交付することができる。

2 前項に規定する交付金の上限額は、1年度につき20万円とする。

3 市長は、前条第3項の報告を審査し、交付が適当と認められるときは、当該空き家等の納税義務者からの請求に応じて、交付金を交付するものとする。

4 第3条の活動が1年に満たないときの交付金の額は、当該活動が行われた月数で案分し、交付額を決定する。この場合において、100円未満の端数は切り捨てる。

(支援の廃止)

第7条 第5条第2項の支援の決定を受けた者が、支援を受けて整備したふれあい活動の拠点を使用しなくなるときは、使用を終える日の1月前までに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告があったとき又は市長が支援の廃止を適当と認めたときは、ふれあい活動拠点整備支援廃止決定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。